

# 大阪市立晴明丘小学校自然観察学習園運営委員会規約 (人工ビオトープと植物栽培の学習園)

## 第1章 趣旨と目的

第1条 大阪市立晴明丘小学校の自然観察学習園(人工ビオトープと植物栽培の学習園)は、自然観察、自然体験といった学習目的だけでなく、児童・保護者や地域住民が身近に植生物とふれあうことができ、自然体験ができる環境を整えるために、創立百周年記念事業として南西敷地内に建設された。

第2条 本運営委員会は、自然観察学習園を創立百周年記念事業年である平成12(2000)年度以降も学校施設として恒久的に活用できるよう、維持・管理することを目的として設立された委員会である。

## 第2章 名 称

第3条 本会は、大阪市立晴明丘小学校自然観察学習園運営委員会と称する(以降、運営委員会と略す)。

## 第3章 組 織

第4条 平成13(2001)年2月1日、創立百周年記念事業委員会より維持・管理を委譲された後は、大阪市立晴明丘小学校及び、同PTA、地域園芸クラブ代表によって運営委員会を組織し、維持・管理を協力して行う。

2 運営委員会の組織は以下の通りとする。

(1) 運営委員会の委員は次の通りとする。任期は一年とし、再任を妨げない。

委員長 校長  
書記 PTA会長  
委員 教頭  
PTA副会長  
教務主任  
地域園芸クラブ代表  
地域園芸クラブ副代表

(2) 運営委員会の参与は次の通りとする。任期は一年とし、再任を妨げない。

参 与 晴明丘連合町会長

(3) 自然観察学習園の管理についてのアドバイザーを置く。アドバイザーは自然観察学習園の管理・運営についての意見をしたり指導にあたる。(ボランティア：無償を原則とする。)

(4) 運営委員会には傍聴席を設ける。傍聴には委員長の許可を得る必要がある。

## 第4章 運営委員会の開催

第5条 運営委員会は以下の通り委員長が委員を招集し、開催する。

(1) 運営委員会の開催時期

- ①運営委員会は原則として年度初めに開催する。
- ②臨時の運営委員会を開催する必要がある場合には、委員長が委員を招集し、開催する。
- 2 止むを得ない理由のため出席できない運営委員は、書面をもって表決し、または他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 運営委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員が務める。

第6条 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数(書面表決者および表決委任者を含む)をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

第7条 運営委員会の議事録は以下の通り取り扱うものとする。

(1) 運営委員会の書記は次の事項を記載した議事録を作成し、議事録署名人2人以上が署名するものとする。

- ①日時
  - ②運営委員の出席者数(書面表決者および表決委任者を含む)
  - ③開催目的、議題、および議決事項
  - ④議事の経過の概要およびその結果
  - ⑤議事録署名人の選任に関する事項
- (2) 校区(旧校区を含む)の住民その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。なお、プライバシーを中心とする個人情報などについてはその部分の閲覧を制限することがある。
- (3) 議事録の保管年数は5年とする。

## 第5章 事業計画、会計

第8条 運営委員会は以下の通り事業計画を決定する。

- (1) 自然観察学習園の設備保全に関わる情報を交換する。
- (2) 設備保全の費用は、学校施設であるため基本的には校費から充当される。緊急かつ安全上問題があると認められた場合等には、PTA会計の西運動場等関連費などにより充当される。
- (3) 第8条(2)に関わらず、PTA総会に於いてその予算が否決された場合には、PTA総会の議決が優先する。

第9条 本会は会計を持たない。

## 第6章 管理・維持の諸規則

第10条 運営委員会は自然観察学習園の管理、維持に関する諸規則を以下の通り規約に定め、事業計画に反映する。

(1) 管理・維持

- ①自然を生かす部分と人工的な植生を生かす部分を十分に管理し、周辺住居へ迷惑をかけない。
  - ア. ポンプおよび注排水設備は定期的に点検し、異常のないようにする。破損したり能力が低下した場合は修理、交換する。
  - イ. 自然を生かすとは放置しておくことではなく、一定の形状を保全することとする。従って、

池、川の水底や周辺部分は、自然環境を保全しながらも清掃によって一定の美観を保つようにする。

- ウ. 刈り取った草、木枝は、可能な範囲で腐葉土を作り、肥料とする。
- エ. 肥料は有機肥料を原則とし、化学肥料は最小限に留める。
- オ. 除草剤は使用しない。
- カ. やむを得ず消毒をする場合は、最小限に留める。
- キ. 周辺住居との境界部分は常に清潔にし、雑草が生えたり木枝が敷地境界を越えて侵すことがないように管理する。

②植栽の範囲は以下の通りとする。

- ア. 学習園部分に十分な日当たりがあるようにする。
- イ. 学習活動に活用される種類の草木を原則とする（教科書に記載されている植生物の充実を目指す）。
- ウ. 個々の草木及び、相互の性質を考慮する。
- エ. 周辺住居の迷惑とならない植栽をする。
- オ. 一年物などは、収穫後、用地を現状復帰しておく。
- カ. 個人の趣味の植栽はしない（学校内、クラブ内で協議する）。

③水中生物の範囲は以下の通りとする。

- ア. 学習活動に活用される種類の生物を原則とする。
  - イ. 個々の生物及び、相互の性質を考慮する。
  - ウ. 周辺住居の迷惑とならないように蚊の発生を防ぐ。
  - エ. ザリガニは飼育しない。
  - オ. 個人の趣味で生物を飼育しない（学校内、クラブ内で協議する）。
  - カ. ネコや鳥による被害を防止するため被害が深刻な場合は防護ネットを設ける。
- (2) 用具類は運営委員会の許可を得て使用する。ただし学校および地域園芸クラブによる用具類の使用には許可申請の必要はない。
- (3) 用地の割り当ては以下の通りとする。
- ①学校の学習計画を元に、運営委員会によって割り当てる。
  - ②次年度にまたがって栽培するものが多くあるので、トラブルが発生しないように担当者同士で十分に話し合う。
  - ③2000年度に割り当てた場所を基本とする。学習活動の要請によって変更する場合は、運営委員会に於いて学校、地域園芸クラブ双方の了解を得る。

## 第7章 規約改正

第11条 この規約は運営委員会において、委員の過半数の賛成によって改正することができる（書面表決者および表決委任者を含む）。可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

## 第8章 運営委員会併設園芸クラブ（名称：地域園芸クラブ）

第12条 以下の通り、運営委員会は併設園芸クラブを設置する。

(1) 設立の趣旨と目的

自然観察学習園の建設経緯と学校施設である特性に鑑み、運営委員会の趣旨、目的を達成する為に平成12(2000)年7月17日、地域園芸クラブを設立した。

(2) スローガン

「人とふれあい、自然とふれあう」

### (3) 会 員

晴明丘小学校の児童、保護者、校区(旧校区を含む)在住者。現在または過去にそれ等に該当する者の内、クラブのスローガンを理解して参加できるもの。

### (4) 組 織

クラブの中で、代表、副代表を決める。任期は一年とし再任は妨げない。代表は互選による。代表は、年度当初のクラブミーティングにおいて趣旨や規約をクラブ員に説明し、運営に支障がないようにする。

### (5) 用 地

平成12(2000)年度に割り当てた場所を基本とする。用地内の使用方法については、クラブ内で話し合っ、仲良く楽しく活動できるようにする。収穫などでトラブルなどないように互いに努力する。学校の学習計画に合わせて用地を変更することがある。

### (6) 栽培の種類

- ①学校の栽培計画に照らしながら、違和感のないものを栽培する。
- ②できるだけ、環境学習に適したものを栽培する。
- ③収穫できるものを栽培する場合は、クラブの中で、収穫時の種々の計画を立てて置くこと。
- ④その他、運営委員会の規約に準じる。

### (7) 費 用

- ①栽培に関する費用は、クラブ員の会費によって賄う。会費は年間500円程度とする。
- ②クラブの経費は代表が管理し、園芸クラブ総会にて会員に会計報告を行う。
- ③肥料は、たい肥を学校と共用する。
- ④用具類は学校と共用する。(倉庫は別箇に設置する)

### (8) 時 間

- ①鍵は、代表が管理する。
- ②利用時間は、午前8時～午後5時を原則とする。
- ③夜間の使用は原則認めない。ただし、学校長の許可がある場合はこの限りではない。
- ④早朝・夜間に散水の目的で利用する場合は、学校長の許可を得、周辺住居の迷惑にならないようにする。

### (9) 傷 害

活動時間中の事故は各自の責任とする。事故発生の場合はクラブ保険の範囲内で保障する。保険は自己負担とする。収穫した作物による食中毒も同様の扱いとする。

### (10) その他

- ①利用時間の中で、飲食を学習園内でする場合には、学校敷地内であることをしっかりと念頭に置き、品位ある行動を心掛ける。
- ②軍手、帽子等、各自使用するものは、受益者負担の原則を適用する。
- ③慶弔規約は設けない。

## 第9章 附 則

- (1) 本規約は、平成12年7月17日から施行する。
- (2) 平成12年7月17日施行時規約に定められた管理基金の平成25年10月21日時点の残高は地

域園芸クラブへ寄付した。

(3) 平成 26 年 2 月 24 日 規約改正